

「その他の」と「その他」の使い分け

「その他の」と「その他」は、似ている言葉ではありますが、法律用語としては厳密に使い分けられています。「Aその他のB」という場合には、AとBは例示の関係にあり、AはBに含まれます。一方、「Aその他B」という場合には、AとBが並列の関係にあり、AはBに含まれません。

例えば、貸倒損失に関する法人税基本通達 9-6-1(3)^アでは、「行政機関又は金融機関その他の第三者のあつせん」とされていますが、貸倒引当金に関する法人税法施行規則 25 条の 2 の二号では、「行政機関、金融機関その他第三者のあつせん」とされており、「その他の」と「その他」が使い分けられています（注 1）。

法人税基本通達 9-6-1(3)^アでは、第三者（注 2）の例示として行政機関・金融機関が挙げられており、第三者によるあつせんとして行政機関・金融機関によるあつせんが認められます。また、法人税法施行規則 25 条の 2 の二号においては、第三者に並列するものとして行政機関・金融機関が挙げられており、第三者によるあつせんのほか、行政機関・金融機関によるあつせんも認められます。

つまり、いずれの規定にあっても第三者・行政機関・金融機関によるあつせんが認められるということになり、その規定されている内容に違いはないことから、通達と省令で「その他の」と「その他」を使い分ける必要はないのではないかと考えられます。

なお、例外として、語呂や語感等を考慮して「その他の」とすべきところを「その他」とすることがあります。例えば、憲法 21 条 1 項では、「言論、出版その他一切の表現の自由」として、本来ならば「その他の」を用いるべきところ、語呂の都合で「その他」が用いられているようです（林修三著「新版法令用語の常識」16 頁（日本評論社昭和 47 年））。

しかしながら、法人税基本通達 9-6-1(3)^アと法人税法施行規則 25 条の 2 の二号は、ほぼ同じ文言で規定されているため、法人税法施行規則 25 条の 2 の二号のみ語呂や語感等を考慮して「その他」とする必要はなく、この例外にも当てはまらないと考えられます。

規定されている内容が同じであるにもかかわらず、通達と省令で文言が異なっているのはおかしいのではないのでしょうか。

(注)1 法人税以外でも、貸倒れに係る消費税額の控除に関する貸倒れの範囲を規定する消費税法施行規則

18 条や所得税の貸倒損失に関する所得税基本通達 51-11(3)^アでは、「行政機関又は金融機関その他の第三者のあつせん」とされ、所得税の貸倒引当金に関する所得税法施行規則 35 条では、「行政機関、金融機関その他第三者のあつせん」として、「その他の」と「その他」が使い分けられています。

2 債権者・債務者と利害関係を共通する立場にある者などは、第三者として認められないと考えられますが、商社や主要取引先、弁護士等によるあつせんは、第三者によるあつせんとして認められると考えられます（田中豊著「不良債権の税務」51 頁（大蔵財務協会平成 6 年）、森文人編著「法人税基本通達逐条解説」916 頁（税務研究会出版局平成 23 年））。

法人税基本通達

(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)

9-6-1 法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。

…略…

(3) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものにより切り捨てられることとなった部分の金額

イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの

…略…

(下線は筆者による。)

法人税法施行規則

(更生計画認可の決定等に準ずる事由)

第 25 条の 2 令第 96 条第 1 項第 1 号ニ(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に規定する財務省令で定める事由は、法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものとする。

一 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

二 行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容が前号に準ずるもの

(下線は筆者による。)

中村慈美税理士事務所

税理士 中村 慈美

税理士 小松 誠志

〒 107-0052

所在地 東京都港区赤坂 2-19-8 赤坂 2 丁目アネックス

TEL 03-5549-9855(代表) / FAX 03-5549-9856

e-mail info@nakayoshi-tax.com

事務所 HP <http://nakayoshi-tax.com/index.html>

中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編 (M & A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 重加算税/仮装の事実がないと認定した事例 平成 16 年 5 月 19 日裁決 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成 21 年 3 月 31 日回答
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件 (申立審 (東京地方裁判所)) 他 「ブルドックソース事件の法的検討・買収防衛策に関する裁判経過と意義」 (商事法務) に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出まで行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。